

石井方式が学習指導要領違反でない、ということについて、何か責任ある回答の文書はあるか。

私は、教育者たるものは、「自ら省みて直^{なお}くんば、千万人といえども吾ゆかん」という気持でやっていただきたいと思います。もちろん教育のことは重大で軽々しくことを運ぶべきではありません。

十分に研究し、実践し、検討し、その上で確信した以上、“千万人といえども”という気持でやらなければ、せっかく、教師という特高の職にあっても、孟子の言う、最高の楽しみは得られないと思います。石井方式が、学習指導要領違反でないことについて、責任ある地位の人の発言の文書になったものがないではありません。

いくつもあると思いますが、その一つは、国語審議会の議事録です。国語審議会のある委員が、「学習指導要領で決められた漢字を教えた上で、現場の教師が、自発的にさらに多くの漢字を教えることは、生徒にその能力があればさしつかえないか。このようなことに対して、文部省として何か制約を加えるのか」

と質問したのに対して、

「本来、指導要領は、最低基準を示すものであると解釈されているから、時間数や生徒の負担力などに余裕があれば教えてよい、ということになる。(中略)そんなにたくさんの漢字を教えてもらっては困るということ、文部省としては言えない」

と答えています。

これは、文部省として責任ある回答であり、国語審議会の議事録として保存されているものですから間違いはありません。

考えてみればこれはきわめて当然の話で、漢字を教えるというのに、一つの基準を作る、これはそこまではぜひ到達させたいから、そのための目やすとしてあるのです。しかし、それ以上覚えてもらったら困るという基準などあるはずはありません。もしあったら、それは“愚民政策”で、いやしくも民主主義を標榜するわが国に、そんなことがあってはなりません。

国立国語研究所名誉所員の輿水実先生も、「漢字の学年配当表は、これだけは学習させてほしいという最小限を示したもので、したがって、それ以上の漢字を学習させる石井方式を、学習指導要領違反と考えるのは、間違っている」とおっしゃっているそうです。

石井方式を実施するのは違反だと言って責める指導主事や校長があつたら、ぜひ、お知らせください。そういう地位にある人の、そういう考え方こそ危険だと思います。

私たちは、私たちの考える教育を実施する人たちで「幼年国語教育会」を結成し、助け合って研究と運動を進めていますので、会として、そういう指導主事や校長に誤解のないように話し合いたいと思います。また正しい国語教育を推進する「国語問題協議会」がありますのでこの会も、きっと援助してくれるでしょう。